

令和 6 年 9 月 1 1 日

申請者様各位

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

『計画通知』物件に関する事前相談について

令和 6 年 6 月 1 9 日に改正建築基準法が公布され、改正により建築基準法第 1 8 条で定める国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物（いわゆる『計画通知』の対象建築物）に対する審査・検査等が指定確認検査機関でも実施することが可能となりました。

この改正を受けて、当センターでは『計画通知』物件に関する業務を実施する予定であり、当該物件に関する事前相談を受付けておりますのでご活用ください。

《現行》

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

| 建築主 | | 国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※) | 民間 (建築確認) |
|-----------|----------|------------------------------|--------------|
| 審査・検査等の主体 | 建築主事 | ○ | ○ |
| | 指定確認検査機関 | × | ○ |

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



《改正法施行後》

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

| 建築主 | | 国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知) | 民間 (建築確認) |
|-----------|----------|-----------------------------|--------------|
| 審査・検査等の主体 | 建築主事 | ○ | ○ |
| | 指定確認検査機関 | ○ | ○ |



※留意事項

『計画通知』物件の実際の審査・検査が可能となるのは、改正法の施行後に確認検査業務規定の変更の認可を受けてからとなります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

建築確認検査課 TEL 022-262-0401
事業管理課 TEL 022-262-1541
県北事務所 TEL 0229-29-9177

令和7年度改正法の施行に向けた
建築基準法・建築物省エネ法の関連情報
※ 令和7年(2025年)4月から建築確認の手続き等が変わります



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>